

特定調達品目及び判断の基準等の 見直し(案)について

令和5年10月25日

- 1. 本年度の見直しのポイントについて**
- 2. 見直し対象品目（定期・継続等）について**
- 3. 提案募集に係る対応について**
- 4. 公共工事に係る見直しについて**
- 5. その他の検討事項・品目等**

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ② 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて

- **令和4年度に引き続き、カーボンフットプリントを算定した製品等について対象品目の拡大に向け判断の基準等の設定を推進**
 1. **対象品目の拡大（判断の基準等への設定）**
 - ✓ カーボン・オフセットの取組の推進、J-クレジット活用による需要拡大等を図るためには、その前提の要件として製品の定量的環境情報の開示（CFP等）が必要
 - ✓ 令和5年度定期見直し品目については、原則として**CFPの算定・開示を判断の基準又は配慮事項に設定**するとともに、**対象品目を拡大**
 2. **CFPガイドラインの策定を踏まえた対応**
 - ✓ サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減の促進に向け、令和5年3月に策定された「**カーボンフットプリント（CFP）ガイドライン**」を踏まえた対応の促進
 - ✓ 業界団体・関係省庁等への依頼、提案募集を含めた情報収集等
 - ✓ CFPガイドラインの策定に伴うCFPの算定方法の記載の追加
 3. **GX基本方針に掲げられたグリーン製品の新たな需要創出への対応**
 - ✓ 基本方針の前文に**GX推進戦略**の閣議決定を受けた取組を記載
 - ✓ CFP、環境ラベルの活用等の更なる推進、製品・技術の革新性や調達実現に対するインセンティブ付与などの需要拡大に向けた方策について継続して検討
 4. **インフラ分野におけるカーボンニュートラルに向けた取組（国土交通省）[参考資料3](#)**
 - ✓ 建設材料・機械・監理プロセスでのCO₂排出削減効果の定量化等による建設分野のGXの推進（BRIDGE）

CFP又はカーボン・オフセットに係る判断の基準等の設定品目一覧

分野又は品目	カーボンフットプリント ^{注3}	カーボン・オフセット
文具類	配慮事項	—
オフィス家具等	配慮事項	配慮事項
コピー機等3品目	判断の基準 2段階の「基準値1」	配慮事項
プロジェクト ^{注1}	配慮事項	—
シュレッダー ^{注1}	配慮事項	—
テレビジョン受信機	配慮事項	—
電気便座	配慮事項	—
温水器等4品目 ^{注1注2}	配慮事項	—
LED照明器具	配慮事項	配慮事項
LEDを光源とした内照式表示灯 ^{注1}	配慮事項	配慮事項
電球形LEDランプ	配慮事項	配慮事項
消火器	配慮事項	—
タイルカーペット	判断の基準 2段階の「基準値1」	配慮事項
ニードルパンチカーペット、 タフテッドカーペット、織じゅうたん	配慮事項	配慮事項

注1：太字の品目が本年度の判断の基準等（配慮事項）への設定品目

注2：温水器等4品目は「ヒートポンプ式電気温水器」「ガス温水機器」「石油温水機器」及び「ガス調理機器」

注3：現行の基本方針（令和5年2月）の対象品目はCFPガイドラインの策定に伴う算定方法の記載を追加

定量的環境情報の開示（CFP等）に関連する基本方針の改定（案）

令和5年2月閣議決定の**基本方針（前文）**にサプライチェーン全体の温室効果ガス排出削減の観点から、物品等の**定量的環境情報の適切な算定・開示**に係る記載を追加したところ。今般の改定において令和5年3月に策定された**ガイドライン名を明記**

【定量的環境情報に関連する該当箇所（抜粋）】

- さらに、物品等の定量的環境情報は、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出削減を促進する観点から、国が策定した「カーボンフットプリント ガイドライン」に整合して、可能な限り実績値を使用して算定され、適切に開示がなされたものが適当であると考えられる。各機関は、このガイドラインに則した定量的環境情報が整備された品目から先行して、温室効果ガスの排出量が少ない製品を優先的に選択するよう努めることとする（p.7）。

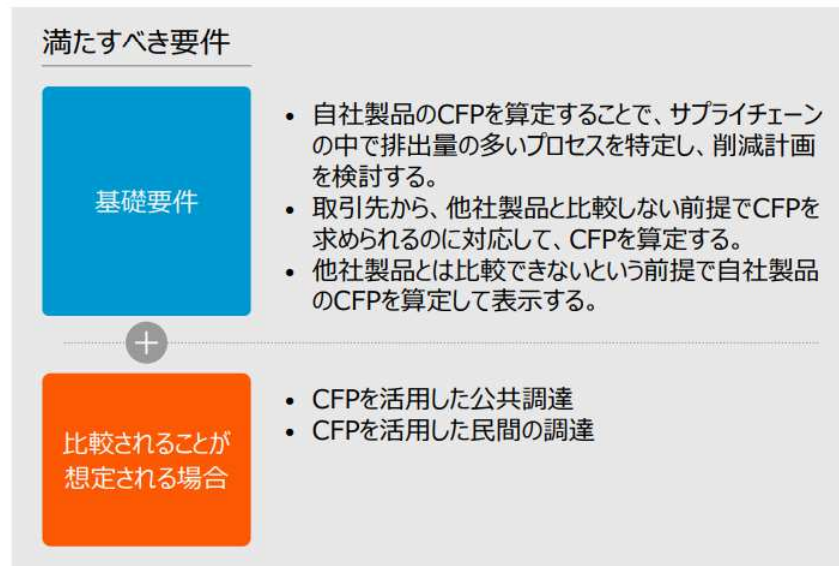
カーボンフットプリント（CFP）ガイドライン（令和5年3月）

製品単位の温室効果ガス排出量算定を行う事業者等を対象に、**CFP算定の取組指針を示し、算定の取組を促すことを目指す**もの。ISO 14067:2018等の国際的な基準に整合しつつ、用途に応じたCFP算定に取り組む上で必要な対応や考え方、実施方法を解説。既存の基準では明確にされていない部分の取組方針についても示している。

カーボンフットプリントガイドライン(CFPガイドライン)について

- 本ガイドラインは、全ての算定者に求められる「**基礎要件**」と、「**比較されることが想定される場合**」（公共調達など、CFPを基にした他社製品との比較が想定される場合）の**追加的要件**を整理。
- 「**基礎要件**」については、他社製品との比較を前提としない場合には、**これに則ればISO等の国際基準に整合した算定等が行える**よう、国際基準の解釈を示すとともに、国際基準では明記されていない部分についての取組方針を示す。
- 「**比較されることが想定される場合**」については、**基礎要件に追加して満たすべき要件**を示すとともに、この場合に必要となる「**製品別算定ルール**」に盛り込むべき事項を明示する。

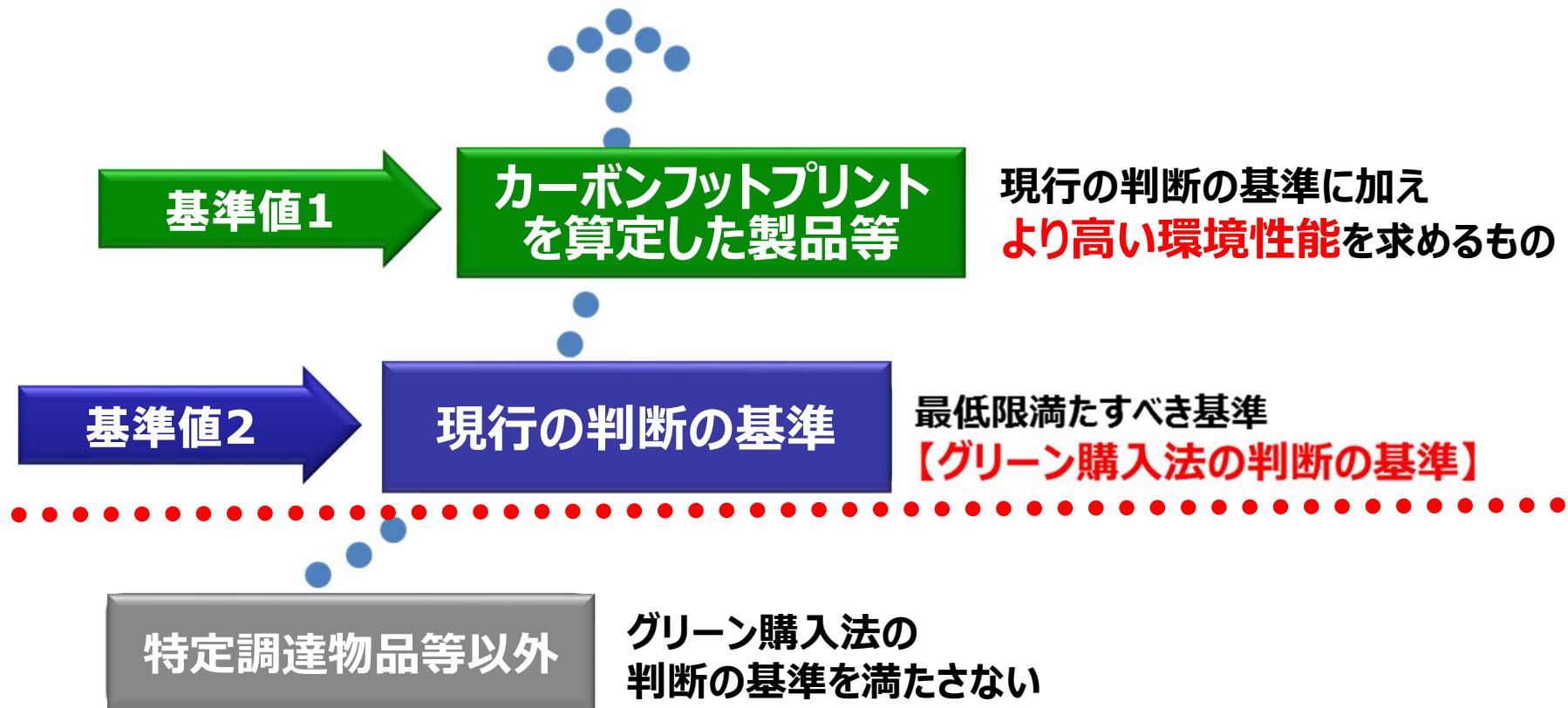
CFP算定で満たすべき要件と、想定されるシーンの関係の例



CFPガイドラインの意義

- 他社製品との比較を前提としない場合、**本ガイドラインの「基礎要件」に則れば、国際基準に整合した算定等が可能**となる。また、本ガイドラインが標準となることで、**異なる取引先から異なる方法に基づく算定を求められる**といった問題が一定程度解消されることが期待される。
- 公共調達等において、CFPを活用して**異なる企業の製品比較を行う際に必要となる「製品別算定ルール」に盛り込むべき事項を本ガイドラインに明記**することで、**業界団体等における「製品別算定ルール」の策定が促進**され、**公共調達等にも活用**されることが期待される。
- **優先的に1次データを用いるべき場合を本ガイドラインに明示**することで、**1次データの活用促進**、ひいては**サプライチェーン全体での排出削減が促進**されることが期待される。

※ 本年度経済産業省において**CFPガイドラインに整合的な製品別算定ルールの策定支援事業**を実施中



- **【基準値1】** カーボンフットプリントを算定した製品等
→ より高い環境性能に基づく基準として「**現行の判断の基準（基準値2）**」に加え「**カーボンフットプリントを算定した製品等**」であること
- **【基準値2】** 現行の判断の基準
→ 当該品目に係る「**現行の判断の基準**」を満たすこと

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ② 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて

■ 塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙

- 現行の印刷用紙に係る判断の基準は古紙パルプ配合率をはじめとした指標項目による総合評価値により設定
- 印刷用紙については古紙需給環境の変化に伴い、グリーン購入法の判断の基準を満たす印刷用紙を中心に調達が困難となる状況が発生したことから、平成31年3月22日及び令和4年12月14日付で「グリーン購入法基本方針における印刷用紙の取扱いについて」を関係省庁等連絡会議決定として発出
- こうした状況を受け、令和4年度の特定調達品目検討会における議論を経て、令和5年2月に令和7年度末までの時限措置として判断の基準を変更したところ
- 併せて、令和5年度において特定調達品目検討会の下に印刷用紙専門委員会を設置し、判断の基準等の見直しの検討を実施することとされた

印刷用紙に係る判断の基準等の見直しの背景・考え方・基準等（概要） 詳細は[資料3](#)参照

背景等	考え方	対応・基準等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 資源循環に加え、森林の持続可能性、生物多様性等を一層評価 ○ 製紙メーカーの木材原料の持続可能性を目指した取組を評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古紙、森林認証材、間伐材等を同等の環境価値として評価 ○ 管理木材パルプを指標項目に採用 ○ グリーン購入法適合品の供給量の増大（環境に配慮された印刷用紙の普及促進） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃 ○ 管理木材パルプの重み付けを設定（古紙・森林認証材・間伐材等パルプとその他の持続可能性を目指したパルプの中間の評価） ○ 総合評価値の70以上から80以上へ

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ② 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて

① ヒートポンプ式電気給湯器

- ➡ ヒートポンプ式電気給湯器は平成16年2月から特定調達品目に追加。平成20年2月に従前の「電気給湯器」から、現在の名称へ品目名の修正を行うとともに、判断の基準として冷媒へのHFCの不使用を追加
- ➡ 平成26年2月には家庭用ヒートポンプ式電気給湯器について省エネ法トップランナー基準の設定に伴い、判断の基準を成績係数（COP）から現行のエネルギー消費効率へ見直し
- ➡ 平成31年2月には業務用ヒートポンプ式電気給湯器のエネルギー効率について、成績係数（COP）から年間加熱効率へ見直し
- ➡ 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器は、省エネ法トップランナー基準の見直しが令和3年5月に行われ、2025年度を目標年度とする新たな基準が設定



- 家庭用ヒートポンプ式電気給湯器については市場への供給状況等を確認の上、2025年度を目標年度とする省エネ法のトップランナー基準を適用
- 業務用ヒートポンプ式電気給湯器についてはエネルギー消費効率（年間加熱効率）の引き上げ
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加

② ガス温水機器、石油温水機器

- ➡ ガス温水機器及び石油温水機器については平成16年2月から特定調達品目に追加。平成19年2月に対象範囲に係る軽微な見直しを実施して以降、令和2年2月まで判断の基準等の見直しは未実施
- ➡ 令和2年2月に潜熱回収型ガス温水機器に係る判断の基準を設定（エネルギー消費効率90以上）し、基準の強化を図ったところ
- ➡ ガス温水機器及び石油温水機器については2025年度を目標年度とするトップランナー基準が令和3年4月に施行されたところ
- ➡ さらに、高効率ガス温水機器、電気式ヒートポンプ、貯湯タンクの3つのユニットを組み合わせた「ハイブリッド給湯器」が上市されているところ



- ガス温水機器及び石油温水機器については市場への供給状況等を確認の上、2025年度を目標年度とする省エネ法のトップランナー基準を適用
- ガス温水機器については省CO₂・省エネルギー効果の高いハイブリッド給湯器を新たに対象に追加
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加

③ ガス調理機器

- ➡ ガス調理機器については平成16年2月から特定調達品目に追加
- ➡ 平成17年2月に対象範囲に係る軽微な見直しを行い、平成19年2月のグリル部、平成20年2月にオーブン部に係る判断の基準を設定して以降、判断の基準等の見直しを実施していない
 - ➔ 省エネ法のトップランナー基準の目標年度はこんろ部が平成18（2006）年度、グリル部及びオーブン部が平成20（2008）年度



- ガス調理機器についてはエネルギー消費効率の改善は限界に近いことから、エネルギー消費効率以外の新たな項目の判断の基準等への設定可能性について検討
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加

1. 本年度の見直しのポイントについて

- ① カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ② 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて
- ③ 温水器等4品目に係る判断の基準等の見直しについて
- ④ 自動車に係る判断の基準等の見直しについて

■ 自動車6品目

- 自動車については令和3年度に我が国の2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度の46%削減目標を受けて、関連する制度・計画等の改定が行われ、自動車については早期の電動化に係る方針や目標等が設定されたところ
- グリーン購入法においても自動車の電動化に向けた計画・目標、税制改正大綱のエコカー減税の燃費基準値等を踏まえ、判断の基準等の見直しを実施
- 令和4年12月に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」においてエコカー減税が見直され、燃費基準値が段階的に強化されることとなったところ
- フロン排出抑制法に基づく指定製品である乗用車用エアコンの冷媒に係るGWPの目標値（150）が目標年度（2023年度）を迎えたところ

- 令和5年度以降のエコカー減税の見直し内容（燃費基準値）と整合を図ることとし、以下のとおり燃費基準値を見直し
 - 乗用車及び小型貨物車については令和6年度から見直し（7年度も見直し予定）
 - バス等、トラック等及びトラクタの重量車については令和7年度から見直し予定
 - 小型バスについては次年度において市場への供給状況等を踏まえ改めて検討
- 乗用車用エアコン冷媒に係るGWPの目標値に係る判断の基準を設定
 - ただし、令和8年度末までの経過措置を設定（モデルチェンジのタイミングで切り替えることから、一部の電動車等及び福祉対応車両等に影響が及ぶ）

自動車に係る判断の基準の見直し（案）の概要

自動車の種類		令和6年度からの燃費※ ¹ に係る判断の基準		① 現行の燃費基準値※ ² ② 令和6年度の燃費基準値※ ² ③ 令和7年度からの燃費基準値※ ²
		基準値 1	基準値 2	
乗用車※ ³		電動車等※ ⁴ 併せてハイブリッド自動車の場合は <u>一定の燃費性能</u> を別途求める		① 令和12（2030）年度燃費基準値の <u>60%</u> 達成レベル※ ⁵ ② 令和12（2030）年度燃費基準値の <u>70%</u> 達成レベル※ ⁵ ③ 令和12（2030）年度燃費基準値の <u>80%</u> 達成レベル※ ⁵
小型バス※ ⁶		電動車等	次世代自動車※ ⁷ 又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 同上（ <u>据え置き</u> ） ③は <u>改めて検討</u>
小型貨物車※ ⁸		電動車等	次世代自動車又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値の <u>+5%</u> 超過達成レベル（軽貨物車・中量貨物車）又は <u>+15%</u> 超過達成レベル（ <u>軽量貨物車</u> ） ② 令和4（2022）年度燃費基準値の <u>90%</u> 達成レベル ③は <u>同左</u>
重量車	バス等※ ⁹	電動車等	次世代自動車又は <u>一定の燃費性能</u> を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値の <u>+5%</u> 超過達成レベル ② 同上（ <u>据え置き</u> ） ③ 令和7（2025）年度燃費基準値の <u>95%</u> 達成レベル
	トラック等※ ¹⁰ トラクタ※ ¹¹			

※1：ガソリン自動車、LPG自動車に係る排出ガスの判断の基準については現行（令和5年2月）の基準のとおり

※2：①は現行（令和5年度）の燃費に係る判断の基準、②は令和6年度の、③は令和7年度からの燃費に係る判断の基準（案）

※3：乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車

※4：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車

※5：令和2（2020）年度燃費基準値を達成しているものに限る

※6：乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車

※7：電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車

※8：車両総重量3.5t以下の貨物自動車

※9：乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車

※10：車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）

※11：車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）

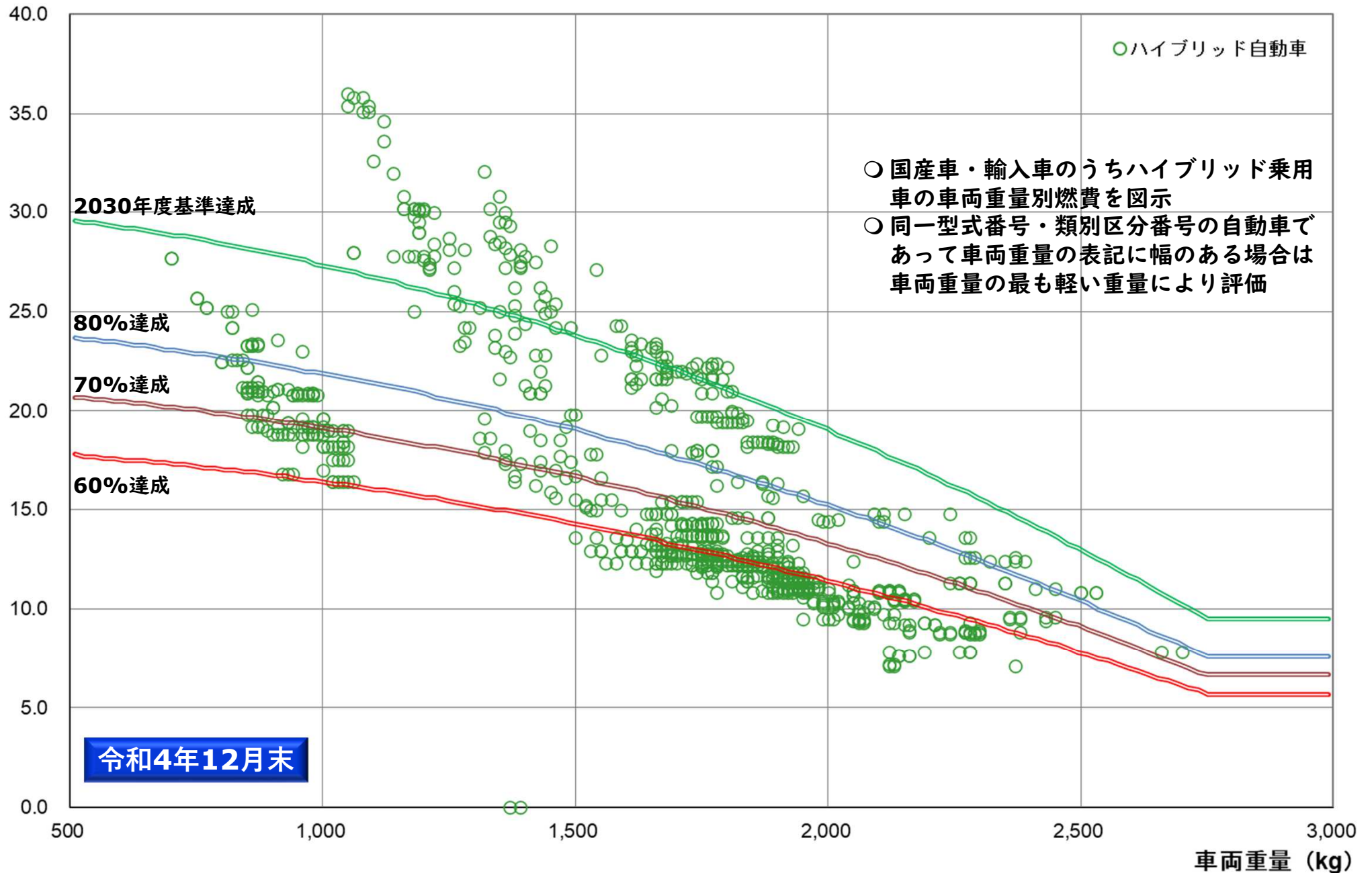
自動車の燃費に係る判断の基準の新旧比較

車種	現行の判断の基準（令和5年2月）	令和6年度の判断の基準の見直し案
乗用車	電動車等（ハイブリッド自動車の場合は表1、表2及び備考12（ <u>2030年度基準60%達成レベル</u> ））	電動車等（ハイブリッド自動車の場合は表1、表2及び備考12（ <u>2030年度基準70%達成レベル</u> ））
小型バス	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準等（2015年度基準）を満たすもの	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準等（同左）を満たすもの（ <u>据え置き</u> ）
小型貨物車	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準等（2015年度基準+5%～+15%）を満たすもの	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準等（ <u>2022年度基準90%達成レベル</u> ）を満たすもの
バス等	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（2015年度基準+5%）を満たすもの	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（同左）を満たすもの（ <u>据え置き</u> ）
トラック等	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（2015年度基準+5%）を満たすもの	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（同左）を満たすもの（ <u>据え置き</u> ）
トラクタ	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（2015年度基準+5%）を満たすもの	基準値1：電動車等 基準値2： <u>次世代自動車</u> 又は一定の燃費基準（同左）を満たすもの（ <u>据え置き</u> ）

注：令和7年度からの燃費基準値については、必要に応じ、市場への供給状況を踏まえ検討

HV乗用車の車両重量別燃費（WLTCモード）

燃費 (km/L)



自動車6品目に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車※ ¹ 小型バス※ ² 小型貨物車※ ¹ バス等※ ³ トラック等※ ³ トラクタ※ ³	<p>【判断の基準】</p> <p>① 乗用車にあつては、<u>次の要件を満たすこと。</u></p> <p>ア. 電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、<u>備考12に示された算定式により算定された燃費基準値</u>を下回らないこと。</p> <p>イ. <u>エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。</u></p> <p>② 小型バスにあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。</p> <p>ア. 電動車等であること。</p> <p>イ. 次世代自動車であること又は表3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>

自動車6品目に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	<p>【判断の基準】</p> <p>③ 小型貨物車にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。</p> <p>ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表4-1及び表4-2に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>④ バス等にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p> <p>ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表5に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>⑤ トラック等にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p> <p>ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表6に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p> <p>⑥ トラクタにあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p> <p>ア. 電動車等であること。 イ. 次世代自動車であること又は表7に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>

自動車6品目に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">① エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。② 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。③ 再生材が可能な限り使用されていること。④ バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。⑤ エコドライブ支援機能を搭載していること。

自動車6品目に係る判断の基準等

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- 2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。
- 4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- 5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- 6 「乗用車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であつて、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- 7 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。
- 8 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。
- 9 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。
- 10 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。
- 11 「トラクタ」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。

自動車6品目に係る判断の基準等

備考) **12** 乗用車に係る燃費基準値（WLTCモード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び係数 β を乗ずる前に小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FE : 燃費基準値 (km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)

M : 車両重量 (kg)

α : 燃費基準達成率であって**0.7**

β : 燃料がガソリンの場合は1.0、軽油の場合は1.1、LPガスの場合は0.74

- 13** 判断の基準①イ及び配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第2項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 15 「希少金属類」とは、昭和59年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種（希土類は17元素を1鉱種として考慮）の金属をいう。
- 16 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 17 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

自動車6品目に係る判断の基準等

- 備考) 19 ガソリンを燃料とする自動車にあつては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10及びETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 20 軽油を燃料とする自動車にあつては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 21 判断の基準①イについては、令和9年3月末まで経過措置を設けることとし、この期間においては適用しない。

2. 見直し対象品目（定期・継続等）について

見直し対象品目（定期・継続等）一覧

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和5年度の見直し対象品目（定期・継続等）は**10分野28品目**

分野	品目
紙類	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙 ^{注1} 、塗工されている印刷用紙 ^{注1}
文具類	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）、ノート ^{注2}
画像機器等	プロジェクタ
オフィス機器等	シュレッダー
家電製品	電気便座
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器
照明 ^{注3}	LEDを光源とした内照式表示灯
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ
設備	エネルギー管理システム
役務 ^{注3}	印刷 ^{注2} 、食堂、庁舎管理、庁舎等において営業を行う小売業務、会議運営、印刷機能等提供業務 ^{注2}

注1：印刷用紙については「印刷用紙専門委員会」において判断の基準等の見直しについて検討

注2：ノート（文具類）及び印刷（役務）の見直しは印刷用紙の判断の基準等の見直しに伴うもの。また、印刷機能等提供業務（役務）の見直しはコピー機等3品目のCFPに係る経過措置の終了に伴うもの

注3：令和5年度定期見直し対象品目であった蛍光灯関連3品目は令和4年度において特定調達品目から削除

本年度の見直し対象品目及び検討状況等【1/2】

分野	品目	検討状況・見直し内容等
紙類	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙	<ul style="list-style-type: none"> ○ 印刷用紙に係る判断の基準等の見直しを優先 ○ 印刷用紙以外の品目については調達に当たって支障があるとの情報はないこと等から見直しは実施しない
	塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> ○ 印刷用紙専門委員会において判断の基準等の見直し → 専門委員会における検討結果を踏まえ見直し案を提示
文具類	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）、ノート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 布粘着テープはラミネート層に再生材料を配合した製品も評価（エコマーク認定基準との整合） ○ ノートは塗工印刷用紙の見直しに対応
画像機器等	プロジェクタ※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象範囲の拡大（5,000lm以上の製品） ○ エコマーク認定基準の活用
オフィス機器等	シュレッダー※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の化学物質の使用制限を判断の基準に格上げ（1年間の経過措置を設定） ○ エコマーク認定基準の活用
家電製品	電気便座	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貯湯式及び瞬間式のエネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る判断の基準を強化（1年間の経過措置を設定）
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭用は2025年度目標の新たなエネルギー消費効率を適用 ○ 業務用はエネルギー消費効率（年間加熱効率）の引き上げ
	ガス温水機器※	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガス温水機器はハイブリッド給湯器を対象に追加 ○ 2025年度目標の新たなエネルギー消費効率を適用
	石油温水機器※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2025年度目標の新たなエネルギー消費効率を適用
	ガス調理機器※	—

注：※印はCFPの算定等を配慮事項に設定した品目（次頁スライドにおいて同じ）。スライド4枚目も参照

本年度の見直し対象品目及び検討状況等【2/2】

分野	品目	検討状況・見直し内容等
照明	LEDを光源とした内照式表示灯※	○ カーボンフットプリント及びカーボン・オフセットを設定
自動車等	乗用車	○ エコカー減税に整合 → 2030年度燃費基準値の70%達成レベル（令和6年度）、80%達成レベル（令和7年度）
	小型貨物車	○ エコカー減税に整合 → 2022年度燃費基準値の90%達成レベル（令和6年度及び7年度）
	バス等、トラック等、トラクタ	○ 令和6年度は変更なし（2015年度燃費基準値+5%超過達成レベル） ○ 令和7年度からエコカー減税に整合 → 2025年度燃費基準値の95%達成レベル
	小型バス	○ 現行の判断の基準を据え置き（令和6年度に再検討）
設備	エネルギー管理システム	○ エネルギー管理システム（BEMS）の導入拡大を図る等の観点から見直しは実施しない
役務	印刷	○ 印刷用紙（非塗工及び塗工）の見直しに対応
	食堂	○ 食器は可能な限り修繕・再生利用されることを配慮事項に設定
	庁舎管理	○ 環境配慮契約法の建築物に係る契約実績を踏まえ再検討
	庁舎等において営業を行う小売業務	○ 点検の結果、新たな環境負荷項目や環境負荷低減技術等の確認ができないことから、見直しは実施しない → PETボトルに関する提案については後述
	会議運営	
	印刷機能等提供業務	○ コピー機等3品目のCFPに係る経過措置の終了に対応

① 文具類

- ➔ 令和4年度においてプラスチック製クロステープを対象として明確化（布粘着テープに含む）したところであるが、再生材料配合率の算定から除くこととしているラミネート層においても再生材料を配合した製品が上市
- ➔ また、文具類に係る共通の判断の基準として「大部分の材料が金属類（金属類が製品全体重量の95%以上）」に関する新たな基準を設定したところ（大部分の材料が金属類である品目については1年間の経過措置を設定）

- 布粘着テープについてはラミネート層に再生材料を配合した製品も評価できるよう再生材料配合率の算定において「ラミネート層を除くことができる」ことに見直し
 - ➔ ラミネート層に再生材料を使用している場合は再生材料の配合率に含めることができる（エコマーク認定基準に整合）
- 大部分の材料が金属類である品目に設定していた経過措置を終了
- ノートについては塗工印刷用紙に係る判断の基準等の見直しに伴うもの
- 前述のとおり、CFPガイドラインの策定に伴う算定方法を追記

② プロジェクタ

- プロジェクタは平成23年2月に特定調達品目として追加
- 平成25年2月に待機時消費電力の見直し、水銀ランプの回収に係る判断の基準等について改定を行うなど適時見直しを実施
- 平成30年2月にはLEDを光源とした製品の普及促進の観点から、固体光源の製品について製品本体重量及び消費電力に係る判断の基準の見直しを実施
- 令和元年2月には製品本体重量、消費電力及び待機時消費電力に係る判断の基準の強化、固体光源（LED、レーザー等）に係る判断の基準の見直し等を実施したところ



- プロジェクタの対象に有効光束**5,000lm以上**を加え対象範囲を拡大
 - 講堂などの広い場所等にプロジェクタを設置する場合も対象
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.145）を活用**（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること）
 - **グリーン購入の裾野の拡大**を図るため選択肢として追加（**選択容易性の向上**）
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加
 - プロジェクタのみCFPIに係る配慮事項において「定量的環境情報が**可能な限り**開示されていること」との表記

③ シュレッダー

- シュレッダーは平成16年2月より特定調達品目として追加
- 当初はモータの出力能力別に待機時消費電力に係る判断の基準を設定
- 平成27年度の見直しにおいて欧州の待機時消費電力基準（ErP Lot6）に対応するよう、待機時消費電力基準の強化、出荷時における低電力モード又はオフモードへの移行時間を配慮事項から判断の基準へ格上げ



- **特定の化学物質の使用制限**について配慮事項から判断の基準へ格上げ
 - 令和6年度1年間の経過措置を設定
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.161）を活用**（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等なものであること）
 - **グリーン購入の裾野の拡大を図るため選択肢として追加（選択容易性の向上）**
- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品を配慮事項として追加

④ 電気便座

- ➡ 電気便座は令和4年度の見直しにおいて、暖房機能のみを有するものを対象から除外したほか、カーボンフットプリントが算定された製品であることを配慮事項に設定したところ
- ➡ 他方、エネルギー消費効率に係る判断の基準の強化については本年度において継続検討とされたところ



- 貯湯式及び瞬間式の電気便座について市場における供給状況を確認の上、**エネルギー消費効率**を強化
 - ➡ ただし、令和6年度1年間の経過措置を設定

電気便座に係る基準エネルギー消費効率（年間消費電力量）

区 分		基準エネルギー消費効率（kWh）
温水洗浄便座 （洗浄機能有り）	貯湯式（貯湯タンク有り）	172
	貯湯式（貯湯タンク無し）	87

⑤ LEDを光源とした内照式表示灯

- LEDを光源とした内照式表示灯は平成20年2月から特定調達品目に追加
- 追加時に定格寿命及び特定の化学物質の使用の制限を判断の基準として設定したが、以降は軽微な修正を実施した以外は判断の基準等の見直しは実施していない

- 前述のとおり、カーボンフットプリントを算定した製品及びカーボン・オフセットされた製品を配慮事項として追加
 - LED照明器具及び電球形LEDランプについては既にカーボンフットプリント、カーボン・オフセットともに配慮事項として設定済

3. 提案募集に係る対応について

本年度の新規追加及び見直し等の提案

- 新規追加の提案が**7品目**（物品・役務**3品目**、公共工事**4品目**）
- 判断の基準等の見直しに係る提案が**8品目**※（物品・役務**5品目**※、公共工事**2品目**）
- 分野横断（運用の仕組み）の提案が**1件**

※ 下記の文具類に係る提案については紙製文具類が対象であり品目数には加えていない

分野	品目等
文具類	すべての紙製文具 ^{注2} 、白板紙・色板紙を使用した紙製文具（消しゴムのスリーブ、ファイルなど） ^{注2}
オフィス機器等	電子式卓上計算機
その他繊維製品	不織布マスク ^{☆注4}
災害備蓄用品	防護服 [☆]
公共工事	【資材】再生中温化アスファルト混合物、土系舗装（特殊針葉樹皮混合土舗装） [☆] 、水性アクリルゴム防水材 [☆] 、再生盛土材 【工法】循環式ブラスト工法 [☆] 、ハイブリッド・サイフォン送水工法 [☆]
役務	印刷 ^{注3} （2）、食堂、会議運営
その他（物品・役務）	食器 [☆]
分野横断（運用の仕組み）	原料としてバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの使用 ^{注4}

注1：☆印の品目は新規追加提案品目（防護服、不織布マスク、食器、公共工事4品目）の提案

注2：紙製文具類について古紙パルプ配合率の引き下げ提案 注3：印刷は2件の提案（2者から同一提案）

注4：バイオマス由来特性が割り当てられたプラスチックを原料として使用することをプラスチック製の全品目へ適用（「不織布マスク」は他者の提案）

（1）新規追加提案品目

① 不織布マスク【その他繊維製品】

- ➡ 原料としてバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを使用した不織布マスクを新たに品目として追加すべきとの提案
- ➡ 原料としてバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの使用に関する取扱いについては、令和4年度より、環境省においてバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの考え方について検討中であり、その結果を踏まえ、対応を図ることが適当であると判断されるため、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送りとするが継続的な検討が必要

② 防護服【災害備蓄用品】

- ➡ 再生ポリプロピレン繊維を使用した防護服を新たに品目として追加すべき。併せて、エコマーク認定基準を満たすこと等を判断の基準とする提案
- ➡ 防護服については対象となる危険物質や防護服の構造に応じた機能・性能を求めることが必要であり、特定調達品目への追加及び防護服の判断の基準を定め、仕様を限定した場合には、全国的な供給、競争性の確保等に支障が生じる可能性があること等の課題があることから、仕様を絞り込んで継続的な検討が必要

（1）新規追加提案品目

③ 食器【その他】（配慮事項の見直し）

- ➡ 樹脂製リサイクル食器、磁器製リサイクル食器を新たに品目として追加すべきとの提案
- ➡ 国等の機関において食器を直接調達するケースは限定的であること、現行の食堂の判断の基準においては、リユース可能であるものの使用を規定しており、再使用を推奨することによる環境負荷低減の取組を優先して従前より評価しているところ。役務の食堂の配慮事項において再生材料が使用された食器の使用について既に設定※しているところであるが、提案を踏まえて食器は可能な限り修繕又は再生利用されることを新たに配慮事項として設定

※ 修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること【配慮事項⑥】

（２）既存品目に係る提案（判断の基準等の見直し）

① 紙製の文具、白板紙・色板紙を使用した紙製の文具【文具類】

- ➡ 紙製の文具全品目について印刷用紙の判断の基準の引き下げに準じて、古紙パルプ配合率に係る判断の基準を引き下げるべきとの提案
- ➡ 白板紙を使用した品目（消しゴムのスリーブ）、色板紙を使用した品目（ファイル、ファイル関連品目など）について古紙パルプ配合率に特化した判断の基準の見直しを検討すべきとの提案
- ➡ 古紙の需給環境の変化を踏まえ、古紙パルプ配合率を判断の基準として設定している品目については、原料となる古紙パルプが配合された紙・板紙の供給状況、バージンパルプに係る評価の考え方を検討・整理する必要がある
- ➡ 資料2に示した印刷用紙専門委員会における検討結果、原料となる紙・板紙の市場動向等を踏まえ、次年度において判断の基準等の見直しの必要性及び見直しが必要な場合の優先順位、判断の基準等について継続して検討することとしたい

（２）既存品目に係る提案（判断の基準等の見直し）

② 電子式卓上計算機【オフィス機器等】（判断の基準の見直し）

- ➡ 電子式卓上計算機について、現行の判断の基準の「再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上」に加え、「環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックの使用」を追加すべきとの提案
- ➡ バイオマスプラスチックを使用することによる環境負荷低減効果が期待されることから、提案を参考として判断の基準等を見直し

③ 印刷【役務】

- ➡ 印刷に係る判断の基準を2段階の基準とし、基準値1として印刷事業者の環境配慮への取組を評価すべきとの提案（基準値2は現行の判断の基準）
- ➡ 本年度は印刷用紙専門委員会における印刷用紙に係る判断の基準等の見直しについて優先して検討を行ったところ。一方、印刷事業者の環境配慮への取組の対応可能性等を踏まえた見直しに関する検討は必ずしも十分な状況ではない。役務の印刷については令和6年度の定期見直しの予定品目であることから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送りとするが、次年度において改めて検討を実施することとしたい

（２）既存品目に係る提案（判断の基準等の見直し）

④-1 食堂【役務】 ペットボトル

- ➡ リサイクルに適していると認められるペットボトル等はワンウェイのプラスチック製の容器等から除外すべきとの提案
- ➡ プラスチック資源循環戦略におけるワンウェイの定義は「通常一度使用した後その役目を終えること」であり、ペットボトルはワンウェイのプラスチックに該当。食堂に係る判断の基準の「プラスチック製のワンウェイの食器・容器の原則使用禁止」は平成31年2月の改定であり、現段階で特段の支障はない。しかし、プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品が上市された場合は、改めて対応を検討する必要があるため、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送りとするが継続的な検討が必要

④-2 食堂【役務】 食堂で使用される洗剤

- ➡ 食堂において使用する洗剤に関する基準等を設定（可能な限り指定化学物質が含まれていないもの）するとともに、石けんの使用を推進すべきとの提案【令和4年度の提案であり継続検討】
- ➡ 洗剤に使用される合成界面活性剤の使用を制限することによる効果とリスクのバランスについては、継続的な検討が必要であり、現段階において使用に制限を設けることは適切ではないことから、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送り
- ➡ なお、食堂で多く使用される食器洗浄機は、専用の洗浄剤の使用が必要

（２）既存品目に係る提案（判断の基準等の見直し）

⑤ 会議運営【役務】

- ➡ 飲料を提供する場合に、現行の繰り返し利用可能な容器等の使用に加え、リサイクルに適していると認められるペットボトルを追加すべきとの提案
- ➡ プラスチック資源循環戦略におけるワンウェイの定義は「通常一度使用した後、その役目を終えること」であり、ペットボトルはワンウェイのプラスチックに該当。会議運営において飲料を提供する場合は、リユース容器の利用を推進しており、既に広く定着が図られているところ。このため、現段階において見直しを行う必要性は低いと考えられる
- ➡ 提案を参考とした判断の基準等の設定は見送りとするが、プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品が上市された場合は、改めて対応を検討する必要があるため継続的な検討が必要

（3）分野横断（運用の仕組み）の提案

- バイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを使用した製品【すべてのプラスチック製の品目】
 - ➡ 原料としてバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックをすべてのプラスチックを使用した品目（バイオマスプラスチックに係る判断の基準等を設定している品目に限定しない）に導入してはどうかとの提案
 - ➡ 原料としてバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの使用に関する取扱いについては、令和4年度より、環境省においてバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの考え方について検討中であり、その結果を踏まえ、対応を図ることが適当であると判断されるため、提案を参考とした判断の基準等の設定は見送りとするが継続的な検討が必要

4. 公共工事に係る見直しについて

1. 検討対象について

- 特定調達品目の追加、見直し等を行う際の検討の参考とするため、令和5年4月28日～令和5年5月29日の期間において特定調達品目（公共工事）に関する提案募集を実施
- 募集に対して下表のとおり資材4品目、工法2品目の提案を受けているところ

2. 対応（案）について

- 特定調達品目として妥当なもの：なし
- 継続検討品目：再生中温化アスファルト混合物

令和5年度における新規提案品目（公共工事）

分野	提案品目（個別品目名）	主な環境負荷低減効果
資材	再生中温化アスファルト混合物	温室効果ガス低減、廃棄物削減
	土系舗装（特殊針葉樹皮混合土舗装）	廃棄物削減
	水性アクリルゴム防水材	廃棄物削減
	再生盛土材	廃棄物削減
工法	循環式ブラスト工法	廃棄物削減
	ハイブリッド・サイフォン送水工法	温室効果ガス低減

以下の特定調達品目に関して、見直しを検討

- 特定調達品目：（品目名）断熱ドア・サッシ
 - ➔ 「エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令」の名称改正に伴い、配慮事項を見直し
- 特定調達品目：（品目名）自動水栓
 - ➔ 工業会からいただいた意見を踏まえ、節水効果の向上を図るため、判断の基準等を見直し

5. その他の検討事項・品目等

(1) 分野横断的見直し

- プラスチック資源循環法、プラスチック資源循環戦略及びバイオプラスチックロードマップを踏まえ、ワンウェイのプラスチックの削減や再生プラスチック及びバイオマスプラスチック等の利用促進に関する対応が必要な品目

(2) 経過措置等設定品目等

- 本年度の見直し対象品目を含め、経過措置等を設定している品目（下表）については、市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長（単純延長、基準等を強化し延長等）について検討し、判断の基準等の見直しに反映

経過措置等設定品目	経過措置等の内容	対応（案）
塗工されていない印刷用紙、 塗工されている印刷用紙	令和4年度に令和7年度末までの時限措置として印刷用紙に係る判断の基準等を見直し 古紙の需給環境等を踏まえた印刷用紙に係る判断の基準等について印刷用紙専門委員会における検討結果を踏まえ見直し	終了
文具類	大部分の材料が金属類の製品について1年間の経過措置を設定	終了
コピー機等3品目	定量的環境情報の開示（CFP）に係る基準値1を適用することについて1年間の経過措置を設定	終了